表２　　2019 年度（平成 31 年度）　支援事業メニューのまとめ表－事業区分（対象事業）、補助対象者、導入設備別の補助率、上限一覧－　　2019 年（平成 31 年）４月

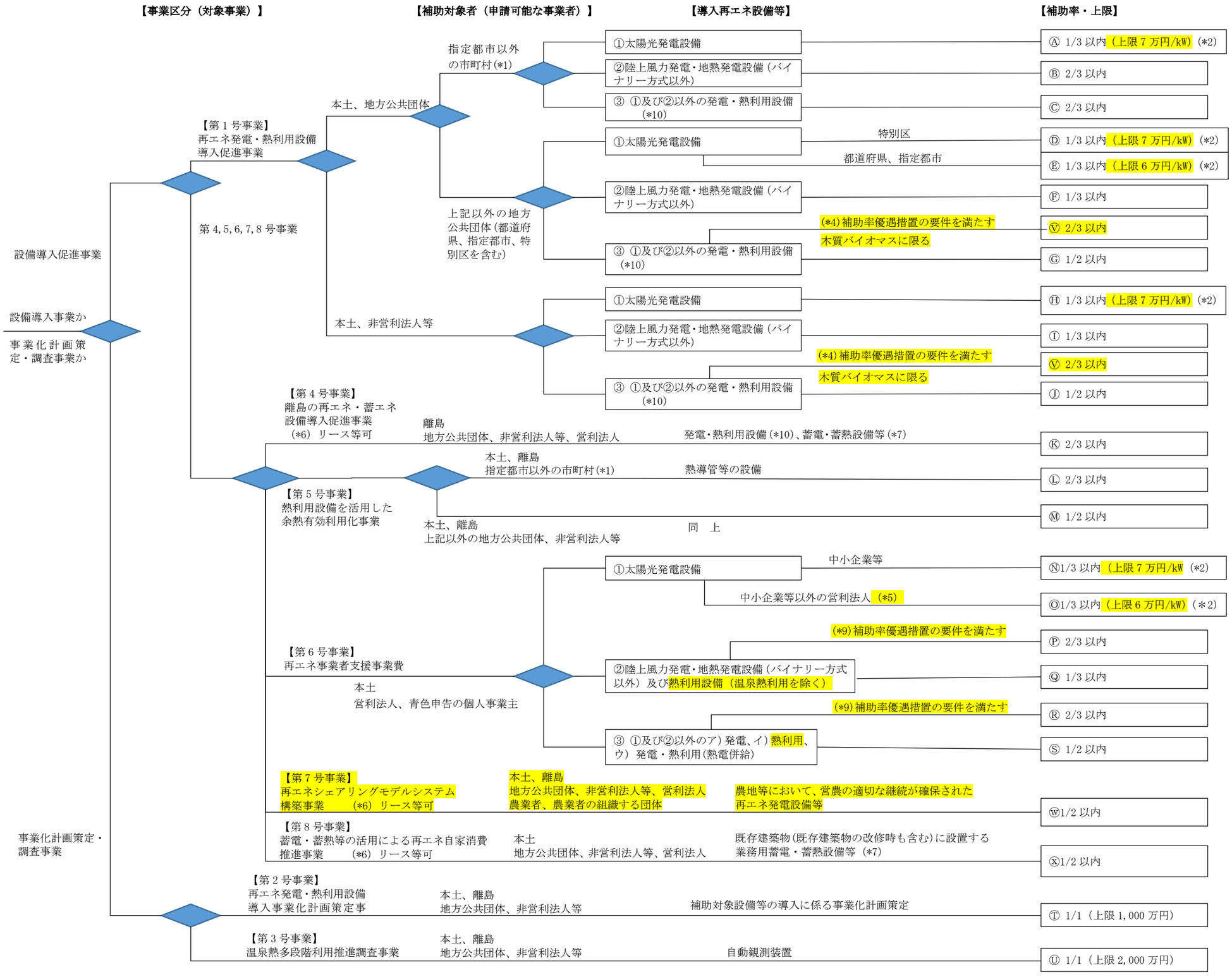

(*1)指定都市以外の市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。

(*2)定率（補助対象経費の 1/3）計算と定額（太陽電池出力（kW（*3））×7 又は 6 万円/kW）計算のいずれか少ない額（消費税抜きベース）。
【別紙 8】を用いて算定すること。

(*3)太陽電池出力は、電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW 単位の小数点以下を切り捨て。

(*4)「地域協議会等の概要」の要件

(*5)補助率算定の前に、システム価格要件（22 万円/kW 以下）（消費税抜きベース）を満たしていること。
【別紙 8】を用いて算定すること。

(*6)リース等の場合、設備の所有者（リース会社等）を代表事業者(補助事業者)、リース等を利用する事業者（リース等利用者）（地方公共団体等を含む）を共同事業者として申請すること。

(*7)EMS を制御の中心に据えた上で、蓄電・蓄熱設備等から構成される再エネ自家消費システムを構築し、再エネ由来の電気・熱について効率的に管理・消費するための仕組みが整備、構築されていること。蓄電・蓄熱設備等とは、例えば、蓄電池、電気自動車に充放電する設備、自営線、ヒートポンプ給湯器、電気温水器、蓄熱式空調機・給湯器、冷熱・温熱蓄熱設備等を指す。
（8 号事業においては、自営線は除く）

(*8)第１号、第６号、第８号事業において、蓄電池を導入する場合の「システム価格」要件等、「補助率、上限」については、【別紙 9】を用いて算定すること。

(*9)補助率優遇措置の要件
以下の４つの要件をいずれも満たす必要がある。
①当該事業が地方公共団体の定める温対法に基づく地方公共団体実行計画又は再生可能エネルギー計画に位置付けられていること。
②当該事業が地域の再生可能エネルギーの普及促進、地域経済の活性化等に繋がることが見込めること。
③地方公共団体と連携し普及啓発がなされること。
④先進事例として他地域への普及可能性が特に優れた事業であること。
なお、木質バイオマスに限り、上記に加えて、「地域協議会等の概要」の要件を満たす必要あり。

(*10)発電・熱利用設備とは以下の設備を指す。
ア）発電
イ）熱利用
ウ）発電・熱利用